

JET Report

ジェットレポート

vol. **32**
Autumn



銀杏

財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

FOUR SEASONS / 季語

ぎんなん
銀杏



銀杏散る遠くに風の音すれば
(風生)

カサコソ……枯れ葉の散る乾いた音に晩秋の清らかな空気を感じるころである。遠くで風の音がして、しばらくするとハラハラと銀杏の葉が落ちてくる……そんな光景だろうか。

日差しはまだ明るい冬気配も混ざるこの時期、なぜとなくロマンチックな気分になるものである。冬の集ごりにそなえてパートナーを獲得する、という生物学的背景があるのかもしれないが、やはり人としてロマンチックな情緒は大切にしたい。

ところで、風だ。今新しい風はどこにある？

季語 2

銀杏

JET SCOPE 3

新JISマーク制度へのJETの取り組み 「JIS認証業務」の費用低減に向けた対応について

規格解説コーナー 4

指定管理医療機器の移行認証に係る申請のご案内

5

PSE及びPSC適合性検査の更新のご案内

Conference Report 6

IECEE-CMCアルゼンチン会議

お客様発信コーナー 8

内線規程改訂と 機器の電源プラグの対応提言

社団法人 日本配線器具工業会

JET INFORMATION 12

「電気使用安全月間」及び「子ども霞が関見学デー」に参画 ～“電気の使用に係る安全の中核体”としての諸活動～

14

太陽電池モジュール認証(JETPV_m認証)における 〈性能+安全性〉認証の開始(製品試験規格の変更について)

試験現場NOW 〈24〉 15

工場調査部 JET認証G、法定検査G、データ管理G

JETの試験設備 〈24〉 15

カロリメーター (関西事業所)

新JISマーク制度へのJETの取り組み 「JIS認証業務」の費用低減に向けた対応について

改正工業標準化法に基づく新JISマーク制度が発足し、1年が経過しました。旧工業標準化法からの移行措置期間（平成20年9月末日）を踏まえ、事業者の皆様は新JISマークのスムーズな取得を計画されていることと思います。

JETは、平成18年5月26日付で工業標準化法の規定に基づき、登録認証機関として登録され、同年6月9日より業務を開始致しました。

業務開始に当たり、お客様からのご要望をお伺いしつつ、見積依頼等に対応してきたところですが、

- ①類似製品等の同時お申込みの場合、合理的な取扱いが可能
- ②定期工場調査の実施については、工場側の管理負担（コストアップ）軽減の観点から、合理的な考え方が必要
- ③試験については、迅速な処理の観点から、合理的な考え方が必要

等の状況に鑑み、ご利用しやすいサービスを目指し、9月1日より以下のとおり対応させて頂くことと致しました。

1 手数料の低減について

(1) 登録料（新規・追加）

新規・追加のお申込みにおいて、同時に複数のお申込みを頂いた場合の工数の省力化が期待できることから、2件目以降の登録料を減額させていただきます。

(2) 登録維持料（年間維持）

複数の「認証の区分」が登録されている場合、維持管理等の省力化が期待できることから、2以上の「認証の区分」からは、年間維持料を減額させていただきます。

(3) 工場調査料（初回・定期工場調査）

1) 定期工場調査の実施頻度

工場側の管理負担（コストアップ）軽減の観点から、定期工場調査については、3年毎に実施するスキームを新たに付加し、「1年毎」又は「3年毎」を選択可能とさせていただきます。

2) 「品質管理体制が同一の複数工場」及び「複数の規格（個別審査事項）製品を製造している工場」のお申込みを頂いた場合は、重複する調査項目に係る工数を勘案し、トータルでの工場調査料を減額させていただきます。

2 製品試験の実施方法について

新JISマーク制度では、旧工業標準化法の「工場登録制度」から「製品認証制度」に替わりました。これを受けJETでは、認証を希望される全ての製品について、JIS規格への適合性を確認することとしていましたが、試験処理の迅速化と費用の低減化の観点から、認証を希望される製品に該当する全ての試験項目について、代表サンプルで試験を実施する方法に変更させていただきます。

(企画広報部)

◎試験実施方法のイメージ（実施する試験項目の重複がなくなります）

認証希望モデル	認証希望モデルに該当するJISの試験項目						
	A	B	C	D	E	F	G
モデル1	●	●	●	●	—	—	—
モデル2	○	○	—	—	●	●	—
モデル3	○	○	—	○	—	—	●
モデル4～n	○	○	○	○	○	○	○

●：試験を実施するもの、○：該当するが試験をしないもの、
—：全く該当しないもの

◎詳細につきましては、JETのホームページ(<http://www.jet.or.jp/>)をご覧ください。
◎新JISマーク取得のお問合せ・お見積依頼等は「企画広報部」までお願い致します。

指定管理医療機器の 移行認証に係る申請のご案内

厚生労働省から平成18年6月8日付けで「旧薬事法の規定に基づき製造又は輸入していた医療用具のうち新薬事法第23条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器に係る取扱いについて」（薬食機発第0608003号通知。以下「通知」といいます）が発出されました。この通知により、旧薬事法で承認又は許可（届出）を得ていた医療用具であっても、対象となる管理医療機器の販売を継続する場合には、製造業許可又は輸入販売業許可の有効期間内に新薬事法に基づく製造販売認証（いわゆる「移行認証」）を取得することが必要となりました。

これを受けて、JET医療機器認証センターでは、去る7月に東京、名古屋及び大阪地区において「指定管理医療機器の認証申請に関するセミナー」を開催しました。以下に、移行認証のあらましを紹介します。

1 移行認証の対象となる医療機器

改正薬事法が平成17年4月1日に施行され、この改正にともない厚生労働大臣が認証基準を定めた「指定管理医療機器」については、第三者認証機関による“認証”が必要になりました。

改正薬事法の管理医療機器（指定管理医療機器が含まれます。）には、旧薬事法の承認品目或いは許可（届出）品目がありますが、各品目がどのような条件の下で、どのような手続きが必要となるか、これらの関係を下表に示します。

特に、家庭用医療機器については旧薬事法による取扱いが承認不要（許可）品目であることが多く、上表のとおり「認証申請」又は「承認申請」が必要となります。自社の製品がどちらの手続きとなるか不明の場合は、JET医療機器認証センター又はPMDAに直接お問い合わせ下さい。

2 認証申請

下表の移行認証に係る「認証申請」については、薬事法施行規則第115条第1項の規定により、同規則様式第64（1）又は（3）を用いて認証申請書を作成し、正副2通を登録認証機関に提出します。このとき、移行認証であることを明確にするため、認証申請書の備考欄には「旧法からの移行に係る認証申請」と記載します。

また、認証申請書の添付資料については、申請する医療機器が旧法下で承認又は許可を取得していることから、新規申請に比べて大幅に軽減されており、具体的には次のとおりです。

（1）認証申請される医療機器の品目が旧法における承認と同一の場合

- ①規格への適合宣言書
- ②適合性認証基準に適合することを証明する資料

	条 件	必要な手続き	申請又は届出先
承認品目	認証基準があって 認証基準に適合する	認証申請	登録認証機関（JET等）
	認証基準がない 又は 認証基準があって認証基準に適合しない	記載整備届出	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）
承認不要品目 （許可（届出）品目）	認証基準があって 認証基準に適合する	認証申請	登録認証機関（JET等）
	認証基準がない 又は 認証基準があって 認証基準に適合しない	承認申請	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

※上表の認証基準は、厚生労働省告示第112号、第373号、第462号及び第471号に規定されている基準（日本工業規格（JIS））をいいます。

③表示物

④基本要件への適合性を説明する資料として、製造又は販売されていたことを示す資料（旧法における承認書の写し、製造業・輸入販売業許可証の写し又は見なし製造販売業者に係る製造販売業許可番号に関する書類の写し等）

(2) 旧法における承認が不要であった医療機器の品目の場合

上記の①から④に次の資料を加えます。

⑤認証申請している品目が、旧法の規定に基づき製造又は販売されていた品目であることを確認するための資料（例えば、製品標準書の抜粋、取扱説明書など）

3 QMS適合性調査（工場審査）

移行認証申請に当たっては、適合性調査（工場審査）の申請を認証申請と併せて行い、認証申請の製品に係る製造工程についてQMS（Quality Management System）省令（厚生労働省令第169号）に適合することが必要です。認証申請と同様に様式第67を用いて「指定管理医療機器適合性調査申請書」を作成し、次の添付資料と合わせて登録認証機関に提出します。工場審査の内容は、移行認証の場合であっても新規認証の場合と同じです。ただし、JETでは、事業所が既に

ISO13485：2003の認証を取得している場合、審査内容の軽減を考慮しております。

【添付資料】

- ①品質管理監督システム基準書（品質マニュアル）
- ②適合性調査結果通知書／報告書の写し（QMS適合性調査を既に受けている場合）
- ③文書一覧表
- ④組織図、地図等

4 認証審査お申込み前のお打ち合わせ

登録認証機関が取り扱うことのできる指定管理医療機器は、認証基準（基本要件適合性チェックリスト）が指定されているもののみです。認証申請を行う前に、医療機器の仕様（カタログ又は現品）を基に、JET医療機器認証センターとお打ち合わせ下さい。

5 JIS適合性試験

JIS適合性試験（依頼試験）については、JETで承っております。JET横浜事業所又は関西事業所において実施可能な依頼試験かどうか確認が必要ですので、事前にお問い合わせ下さい。

PSE及びPSC適合性検査の更新のご案内

電気用品安全法の施行（平成13年4月1日）から5年が経過し、また消費生活用製品安全法の特別特定製品に浴槽用温水循環器が追加（平成15年8月1日）されてから3年が経過しました。

電気用品安全法の特定電気用品及び消費生活用製品安全法の特別特定製品については、政令において、下記のとおり、適合性検査証明書（適合性同等検査合格書を含む。以下同じ）の有効

期間を定めているため、引き続き該当製品の製造及び輸入を行う場合、適合性検査の更新が必要になります。

なお、適合性検査の更新のお申し込みは、証明書の有効期間満了の1年前から製造した製品についてお受けすることができますので、お早めにお申し込み頂きたくお願い申し上げます。

（製品認証部）

電気用品安全法における特定電気用品		証明書の有効期間
* 電線類、ヒューズ類、配線器具、電流制限器、変圧器・安定器		7年
* 電熱器具	下記以外のもの	5年
	水道凍結防止器、ガラス曇り防止器、その他の凍結・凝結防止用電熱器具	7年
* 電動応用機械器具	浴槽用電気泡発生器、観賞魚用電気泡発生器、その他の電気泡発生器	3年
	上記以外のもの	5年
* 電子応用機械器具（高周波脱毛器）		3年
* その他の交流用電気機械器具	磁気治療器	3年
	上記以外のもの	5年
* 携帯発電機		5年
消費生活用製品安全法における特別特定製品		証明書の有効期間
* 浴槽用温水循環器		3年

IECEE-CMCアルゼンチン会議

第9回IECEE-CMC（認証管理委員会）会議が6月22日、23日の2日間にわたりアルゼンチンのブエノスアイレスで開催されました。CMC（Certification Management Committee）会議は、IECEEに加盟している各国のメンバー機関と各国NCB（National Certification Body：国内認証機関）代表約110名が参加して、CBスキームの運営、手続き及び推進方法等について討議が行われました。会議の主な話題について紹介します。

1 有害物質（Hazardous Substances: HS）の適合性評価に関する市場ニーズ調査とIECEEでの今後の方向

IECEEは、CAB（Conformity Assessment Board：適合性評価協議会）の指導の下、IECEEメンバー機関のHSに関する各国の適合性評価の市場ニーズのアンケートを実施し、各国でのHSに関する現状調査を行いました。

アンケート結果では、

- 既に材料分析及びQMS両方のサービスを実施
- 今の時点では顧客へのサービス提供は早すぎる

等種々の意見が提示され、NCB間のコンセンサスが得られる状況にないことから、IECEE事務局は、HS適合性評価をCB制度に含むということではなく、製品試験部分を独立したサービスとして検討する提案をしました。

具体的には、製品試験はIEC62321やIEC TC111/54-CDVを適用し、QMSはIECQスキームを活用してISO9001、ISO14001、QC80000を適宜適用するというものでした。

各国の意見を調整した結果、WG（日本を含む9NCBがメンバー）を設立し、WGは、2006年12月までに中間報告書を、2007年4月までに最終報告書を出すことになりました。

2 工場監査サービスプログラム：CB-FCS(CB Full Certification Scheme)で使用する工場調査様式

CB-FCSで使用する工場調査の実施報告書について、継続的に検討されてきましたが、OD-CB2008*（CBスキームの運営文書）初回工場調査(Audit/Inspection)の様式が開発され、その

様式の「使い方」に関するガイダンスをWG8が作成して進めることになりました。また、定期工場調査(Routine/Follow up)の様式と手順、ガイダンスをOD-CB2008*と組み合わせてWG8が作成することになりました。

製品の詳細を述べている“Product Description Form”に関しては、Test Report Formの付属文書とするか、または独立した文書として開発するかどうかについての検討を、WG8とWG9（Test Report Form）が実施することになりました。

*OD-CB2008：初回工場調査実施に関するCBスキームの運営文書

3 初回工場調査に関するIECEEワークショップ

工場調査・監査プログラムに関連して、初回工場調査のワークショップの結論に基づき、IECEE工場調査委員会（IECEE-FIC）を、工場調査専門家を中心に設置することになりました。

そのミッションは、以下のとおりです。

- 整合の取れた工場調査手順と様式の開発
- 工場調査レポートの相互の活用のための、共通理解、統一された工場調査技術の共有化
- CMCから委託された事項の検討

4 2005年に発行されたCB試験証明書（CBTC）の統計に関するアンケート結果

(1) CBTC発行実績：

- ・総発行件数：40,817件（2004年より12%増）
- ・日本の発行件数合計 8,793件（2004年より42%増）

(2) CBTC受入実績



- ・受入製品分野：OFF, TRON, HOUSの順
- ・日本の受入件数：255件（2004年より21%減）
- (3) その他
- ・製品カテゴリー別発行件数上位：OFF：16,881件、HOUS：9,397件、TRON：8,094件
- ・工場所在国の上位国：中国21,110(18,261)、日本4,169(3,515)、台湾3,748(3,516)、韓国3,679(3,781)、米国3,411(3,081)

カッコ内は昨年の数

5 複数工場で製造された製品の同一CB試験証明書へのリスト

IECEE 02: Rules of Procedureの第6.2.5項に述べられている“複数工場で製造された製品を同一のCB試験証明書にリストする場合、それぞれの工場で製造された製品に対する規格への適合性の確認について”一部のNCBからは、試験サンプル要求の意見が出たが、WG10が会議でのコメントを検証して次回のCMC会議に報告することになりました。

6 IECEEスキームの推進及び戦略

IECEE-CBスキームのトップレベルの方針およびその枠組みの開発を検討すべきとの提案がされ、ポリシーWGを設立して以下の主要なテーマについて検討することになりました。

(1) IECEE認証スキームの現状を踏まえた将来的な見通し

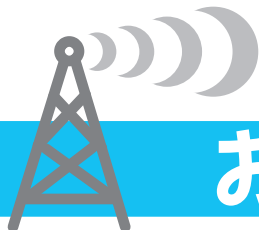
- －型式試験証明の提供
- －他の認証機関マーク取得の促進
- －CB-FCSの十分な運営
- (2) 高い品質の維持と第三者証明の原則を開発できる新方針と手続きに関する方針枠組みの提供

7 次回以降のCMC会議

- －2007年はロシアのメンバー機関であるGOST-Rが招待し、モスクワにて6月26-28日に開催予定
- －2008年は韓国のメンバー機関であるKATSが招待し、韓国にて開催予定

(国際事業部)





お客さま発信コーナー

JET Reportは、各種業界団体、事業者等（製造、輸入、流通、行政等）の皆様幅広く配布させて頂いております。このネットワークを業界の皆様のコミュニケーションツールとしてご利用頂き、安全確保にお役立て頂ければ幸いです。今回の原稿は、社団法人 日本配線器具工業会 技術委員長 高橋秀憲様よりご寄稿頂きましたので、ご紹介いたします。

内線規程改訂と 機器の電源プラグの対応提言

社団法人 日本配線器具工業会
技術委員長 高橋秀憲
(株式会社 明工社 取締役)

内線規程が改訂されてから1年が過ぎた。正確には、2005年9月25日付けで社団法人日本電気協会から改訂内線規程2005年版が発行された。同協会では各地で説明会を行ったり、社団法人日本配線器具工業会では配線器具・住宅用分電盤に関する改訂内容をわかりやすくまとめたパンフレットを発行して周知に努めている。住宅会社や電気工事者の関心も高いせいか、このパンフレットの出足はかつてないほど良い。また、配線器具メーカーのカタログ等にも既に改訂内容を記載し、対応製品の紹介を行っている。

内線規程の改訂は多岐にわたっているが、ここでは家電機器と密接に関係する住宅のコンセントに関する個所を紹介し、機器の電源プラグはどう在るべきかについて述べてみたい。

1 内線規程改訂内容

住宅のコンセント部分の接地に関しては次のように改訂された。

(1) 水を使用するもの、あるいは水気を帯びる次の9品目の特定機器の電源用コンセントは、接地極付コンセント(2極接地極ピン付=3Pプラグ《写真1》)

が入るコンセント例：《写真2～5》)の施設が、これまでの「勧告的事項」から「義務的事項」(図を参照)になった(3202-3条1)。

特定機器とは ①電気洗濯機 ②電気衣類乾燥機 ③電子レンジ ④電気冷蔵庫 ⑤電気食器洗い機 ⑥電気冷暖房機 ⑦温水洗浄式便座 ⑧電気温水器 ⑨自動販売機

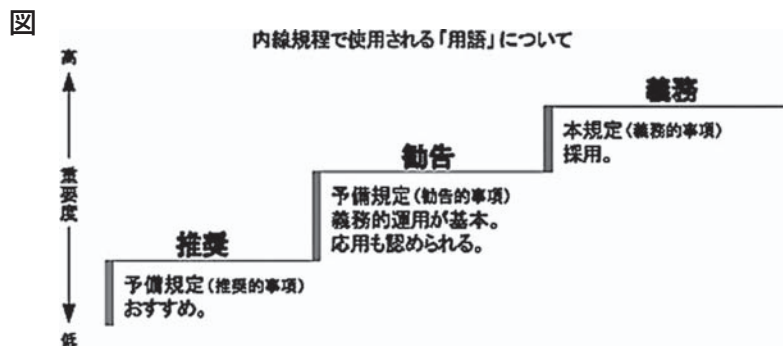


写真1
2極接地極ピン付プラグ
(3Pプラグ)

接地極付コンセントの例



写真2
接地極付コンセント



写真3
アースターミナル付接地極付コンセント



写真4
アースターミナル付接地極付コンセント



写真5
アースターミナル付接地極付防雨コンセント

- (2) 住宅に施設する200Vコンセントは、接地極付コンセントの施設が「義務的事項」になった（3202-3条2）（写真6）。
- (3) 次の場所（特定場所）のコンセントは、接地極付コンセントの施設が「推奨的事項」から「勧告的事項」になった（3202-3条4）。
- 特定場所 ①屋内の台所 ②厨房 ③洗面所 ④便所 ⑤屋外用の防雨コンセント（写真5参照）など。
- (4) 上記の特定機器、特定場所以外の住宅に施設する全てのコンセントは、将来の家電製品の接地極付プラグ（3Pプラグ）化に備えて、全て接地極付コンセントにすることが「推奨的事項」になった。
- (5) 単相3線式分岐配線に用いる100/200V併用コンセントを使用する場合は、接地極を有するものを使用することが「勧告的事項」として新規追加された（写真7）。



写真6
アースターミナル付接地極付200V用コンセント



写真7
単相3線配線によりひとつのコンセントから100Vと200Vの電源がとれる。

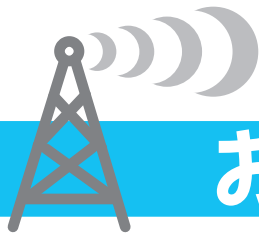
2 全室接地極コンセントの勧め

前述のように、今回の内線規程の改訂では住宅に施設するコンセントの接地極化が大幅に強化された。

特定機器用、特定場所、200V用コンセントは迷うことなく接地極付コンセントを施設されると思うが、問題は（4）の個所、つまり、居間、寝室、子供部屋、玄関、廊下などのコンセントは「推奨的事項」なのでどうしたらよいのか、コストを含め、迷ってしまう使用者が多い。

結論として、本文にもあるように、全て接地極付のコンセントをお勧めする。その理由として、①今後、水を使う介護用医療器具が寝室などで使用される機会が多くなる。これらの機器の殆どは接地極付プラグである。②接地極付は、感電防止の他に、パソコンをはじめ、プラズマテレビ、オーディオ、DVDレコーダー等マイコン組み込みの家電製品をノイズや雷サージなどから保護する機能もある。これらのものは部屋の限定ができない。これらの機器の電源プラグが接地極付になると（すでになっているのも有る）接地極のない2Pコンセントでは、2Pを3Pプラグ用に変換するアダプター（写真8）を使用しない限り入らない。このように、部屋によってコンセントが違えば同じ住宅内で“プラグが入る”“入らない”との問題が起こる。

これらの状況と居住者の先取りサービスを考えると、多少のコストアップを承知の上で全室接地極付のコンセントを勧めたい。



お客さま発信コーナー



写真8
変換アダプター
一般的には「接地アダプター」といわれている

旧住宅公団、今の都市再生機構とマンションを手がけているある大手のゼネコンでは、全室接地極付コンセントを施設することにした。

3 3Pプラグによる接地の安全性

洗濯機などを購入するとアース（接地）線が同梱され、取扱説明書には「必ずアースをとるように」と記されている。かなり古い家にはアース線をつなぐ所がない。このような住宅ではノーアースとみてよいだろう。

次に、最近では台所及び洗面所などにアース用端子を設置している家が多い。この端子にアース線を確実につないでいけば一応問題はない。しかし、これとて心配がないわけではない。大型機器を移動した際にアース線が外れ、気がつかないことがある。新たに機器を設置した際にアース用端子が大型機器の後ろにあり、機器を動かすのが大変なため、つながない場合がある。アース線はつながなくともすぐ感電事故になるわけでもなく、機器も正常に作動するのでアースがとれていなことに気付かないことがある。アースをとるべき機器はアースがとれていないと作動しないようになっていけばよいのだが・・・。

その点、機器側に接地極付の3Pプラグが付いていて、その電源用コンセントが接地極付のコンセントであれば、プラグを差し込むと機器が作動し、同時にアースがとれる。プラグを抜くとアースも必要なくなり外れる。正確には、電安法技術基準またはJISで、

電源が入る直前にアースされ、電源が切れた直後にアースが外れるように規定されている。プラグの接地極のピンが導電用刃より長いのはそのためである。これは、アースのとり忘れがなく安全である。

もうひとつ安全メリットは、コンセントの接地工事、接地配線は専門の電気工事者が行う。一方、機器の3Pプラグの接地配線はメーカーが責任を持って行う。ここには一般の人がコンセントにプラグを差し込む行為以外介入する余地がない。よって、接地回路の信頼性は格段に高い。

4 機器への3Pプラグの勧め

前述のように、機器のアースを取るには3Pプラグ方式によることが安全であるということは多くの人に理解されているところである。それなのにこの方式が遅々として進まないのは、機器メーカーから言わせると、「3Pプラグの入るコンセントが家庭では殆ど取り付いていないのに3Pプラグをつけた機器を出すわけには行かない」。

一方、使用者、電気工事者から言わせると、「3Pプラグの機器が無いのにコストのかかる接地極コンセントを取り付けても無駄である」。こんな議論の堂々巡りで進まなかったのである。気がついたら、先進国で接地極付のコンセントと3Pプラグが普及していないのは日本だけになってしまった。200Vの欧州は別としても、同じ100V圏の米国やカナダはすでに接地極コンセントと接地の必要な器具は3Pプラグ方式である。台湾でも4年前から新築の住宅は全て接地極コンセントにしたという。IEC（国際電気標準会議）では50V以上は危険電圧と規定している。世界に冠たる電気大国日本、今のような状態では寂しい限

りである。

今回の内線規程の改訂は、これらの議論打破に一石を投じている。まだまだ十分とはいえないが一步前進していることは事実であり歓迎したい。次回改訂の際は、電気工事者の迷いをなくすために、全ての部屋のコンセントを接地極付コンセントに義務付けして欲しい。一方、機器側も応えてほしい。既存の住宅を含め、完全に接地極付コンセント化が進むのを待っていたら40年、50年はかかる。そんなにまで待っていたら、前述のような議論のむし返して、更にコンセントの接地極化の足を引っ張ることになる。何が正しいのか、安全のために何をしなければならないのかを専門家は一般消費者に訴え、困難な問題を改善していかねばならない義務があるのではないだろうか。これは人命にかかわる問題であり、テレビのデジタル化より優先して行わなければならない事業である。

結論として、少なくとも現在電安法の技術基準で接地端子を義務付けられている機器、及び接地した方がより機能が高められ、安全に寄与する機器は法的な技術基準、または業界規格などにより積極的に3Pプラグ化をすべきである。

5 課題への対応

家電のアースを必要とする機器を今すぐに3Pプラグ化にするには勇気のいることであろう。我が家も改修をしなければならない。しかし、必要に迫られれば動くものである。

スケールは小さいが、今は殆どの病院は接地極付コンセント化された。医用機器のプラグも3P化され、安全に機器が使用されている。

思い起こせば1981年、電気機械工業新聞に小生

が「病院接地工事の提言」と題して連載している。内容は、“病院におけるコンセントの接地極化推進”についてである。その後、87年には厚生省健康政策局（当時の名称）から病院医療施設に対して医用の3Pコンセント化を促す通達が出ている。この中には“多くの医療機関で接地極の無い2Pが多く使用されている”としている。一方医用器具はJISで3Pプラグ化が進められた。この時期、変換アダプターや接地用端子（アースターミナル）が数多く出荷されたが、今ではこれらは殆ど必要としなくなった。医用の接地端子は、別の使用目的で出ている。

一般住宅においても、一時的には問題が生じても安全性の理解が得られ、接地化工事も進むのではないかと思っている。問題は4000～5000万戸も在るといわれている既設の住宅のコンセントをどうするかである。リニューアルの際は積極的にコンセントの接地極化を勧めていくことになる。配線器具工業会としても、関連業界と協力して接地極化を進める計画を立てている。

全住宅のコンセントの接地極化、機器の電源プラグの3P化はしっかりした信念と勇気、そして根気の要る大事業である。消費者の「安心・安全」のためには是非諸先生の英知を結集してこの事業をやり遂げなければと思っている。



「電気使用安全月間」及び「子ども霞が関見学デー」に参画 ～“電気の使用に係る安全の中核体”としての諸活動～

JETは、電気の使用に係る安全の中核体としての活動の一環として、今年8月、「電気使用安全月間」及び「子ども霞が関見学デー」に参画しました。

1 「電気使用安全月間」への参画について

経済産業省主唱の下、国の施策として8月1日～8月31日の1カ月間、「電気使用安全月間」が全国的な規模で実施されました。

ここ数年来、JETにおきましても「電気使用安全月間」の下、電気の使用に係る安全の中核体として(財)関西電気保安協会の街頭キャンペーンに協賛し、今年も関西地区でのS-JETマークの周知等安全啓発活動を実施しました。(写真1参照)

また、関東地区においても「電気使用安全月間」への参画の方策を検討しておりましたが、昨年9月、関東地区で昭和31年から「電気事故防止・安全向上施策の実施、電気安全知識の普及・啓発」を目的に官・民が協力して活動している「電気安全関東委員会」に入会するとともに、同委員会が主催する今年8月の「電気使用安全月間」に参画し、電気の使用に係る安全の中核体として以下の安全啓発活動を実施しましたので、その概要をご紹介します。

(1) JET来訪者への周知活動

電気安全関東委員会作成のポスター及び電気製品認証協議会(SCEA)作成のポスター(「電気使用安全月間」用に『毎年8月は「電気使用安全月間」です。日頃から電気安全を心がけましょう。』の赤文字を追記し、修正したもの：写真2参照)をJETの玄関、掲示板、応接室、会議室等へ掲示するとともに、本部・事業所の外壁に垂れ幕(2種類：写真3参照)を吊し、「電気使用安全月間」及び「S-JETマーク」の周知を図りました。



写真1：街頭キャンペーン



写真2：SCEAポスター



写真3-1：本部



写真3-2：横浜事業所



写真3-3：関西事業所



写真4：
Sマークパン
フレット

写真5：子ども霞が
関見学デーの1コマ



(2) 関係方面のご協力による周知活動

前述のSCEAポスターをSCEA会員各位及びJET役員・監事・評議員各位に配布し、掲示のご協力を頂きました。

また、東京電力PR館（電力館（渋谷区神南）／TEPCO銀座館（中央区銀座）／TEPCO・La・FONTE（宇都宮市）／TEPCO・SONIC（さいたま市大宮区）／TEPCO・PLAZA横浜（横浜市西区）／TEPCO・地球館（千葉市中央区））にSCEA作成のSマーク普及啓発パンフレット（写真4参照）の設置についてご協力を頂き、見学者にSマークの周知を図りました。

2 「子ども霞が関見学デー」への参画について

経済産業省をはじめとした各府省庁等が、平成18年8月23日・24日の2日間、全国の小・中学生に対し「子ども霞が関見学デー」を一斉に実施しました。

「子ども霞が関見学デー」は、各府省庁毎の特色を生かし、子供達を対象に様々なプログラムを設け、業務説明や職場見学を行うことにより、親子のふれあいを深め、夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、

あわせて国の業務に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

見学デー当日は、子供達の興味に合わせて霞が関を自由に歩くことができるように、参加者には各府省庁等のプログラムと地図が入った「子ども見学パスポート」が配布され、あわせてスタンプラリーも実施されました。

JETは、経済産業省のプログラムのうち「『標準』って何だろう？～くらしの中のJISと計量～」のコーナーに参画しました。「光でおもちゃを動かしてみよう！」をテーマに、実際の太陽電池モジュールを使用し、発電した電気で電車や自動車などを動かす体験をしてもらうとともに、太陽光発電と『標準』の関係について説明パネルを展示し、子供達に理解を深めてもらいました。

当該コーナーでは、今年国際標準化100周年を迎え、JETの他にも『標準』に関わる機関が参画し、重さを量る体験やくらしの中の様々なJIS製品について紹介するとともに、高齢者の動きやモノの見え方、音の聞こえ方などの擬似体験が行われ、子供達の関心を集めていました。

(企画広報部)

太陽電池モジュール認証 (JETPV_m認証) における〈性能+安全性〉認証の開始 (製品試験規格の変更について)

JETは、太陽電池モジュール認証(JETPV_m認証)サービスを2003年4月から実施しておりますが、2006年8月末の有効認証件数は13社1032モデルになっています。

この度、JETPV_m認証は、関係各位のご協力を得、製品試験の規格に新たに「安全性」を追加し、「性能+安全性」認証として、本格的な製品認証の形態にて次のとおり運用を開始することと致しました。

1 開始日

2006年10月1日より開始。

2 新認証ラベル



〈性能+安全性〉認証ラベル



(現行の認証ラベル)

認証ラベルは5種類あり、マークの下には、「25」、「50」、「75」、「125」、「数値なし」の数値によって太陽電池モジュールの出力上限値を表しています。
「数値なし」は、125Wを超えることを表します。

3 製品試験規格

【現行 (性能)】

結晶シリコン太陽電池(PV)モジュール

- ・ JISC8990(2004年)(IEC61215 Ed.1 1993年)
(地上設置の結晶シリコン太陽電池(PV)モジュール-設計適格性確認及び形式認証のための要求事項)
(この規格は、性能認証のみとさせていただきます)

または

- ・ IEC61215 Ed.2 (2005年)
(Crystalline silicon terrestrial photovoltaic (PV) modules-Design qualification and type approval)

薄膜太陽電池(PV)モジュール

- ・ JISC8991(2004年)(IEC61646 Ed.1 1996年)
(地上設置の薄膜太陽電池(PV)モジュール-設計適格性確認及び形式認証のための要求事項)

【追加規格】

現行の製品試験規格に次の試験規格を追加いたします。

- ・ TSC8992-1(2006年)(IEC61730-1 Ed.1 (2004年))
(太陽電池(PV)モジュールの安全性適合認定-第1部：構造に対する要求事項)

及び

- ・ TSC8992-2(2006年)(IEC61730-2 Ed.1 (2004年))
(太陽電池(PV)モジュールの安全性適合認定-第2部：試験に関する要求事項)

4 移行措置について

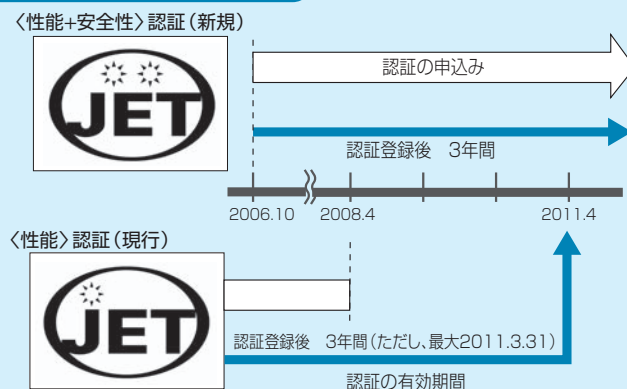
- ・ 既に認証を取得しているモデルは、現認証の期限まで有効といたします。
- ・ 現行の製品試験規格 (性能のみ) による認証をご希望される場合は、2008年3月末まで受付けいたします。
- ・ 現行の製品試験規格を適用して認証されたモデルの有効期限は、認証登録後3年間となりますが、2011年3月末を超えるものにあっても2011年3月末までとします。

お問い合わせ先

研究部 JETPV_m認証準備 G 井上

TEL : (03)3466-5126 E-mail : pvm@jet.or.jp

移行措置について



試験現場 **N O W** <24>

工場調査部

J E T 認証 G、法定検査 G、データ管理 G

工場調査部は、1997年6月にS-JET認証工場調査業務を実施するために設立されました。当初は、S-JET認証工場調査及びJETが以前から行っていたヨーロッパ認証機関からの受託工場調査が主な工場調査業務でしたが、現在では、S-JET認証、給水器具認証等、部品・材料登録制度、太陽光モジュール認証、工業標準化法に基づくJIS公示検査、ヨーロッパの各認証機関からの受託工場調査、中国CCC認証、韓国EK認証及びJIS認証工場調査等、多くの工場調査業務を行っております。

このように、工場調査部で多種の工場調査を一括管理及び実施することにより、お客様のご要望でもあるワンストップ工場調査を容易に進めることができます。内容については、その都度お打ち合わせをさせて頂き、お客様に満足頂ける工場調査を



目指して日々努力しております。

今後も、お客様が満足される正確で公平な工場調査の実施及び工場調査員のスキルアップに努めて参ります。工場調査に係る疑問点等についてもお気軽にお問い合わせ下さい。

TEL : 03-3466-5186
FAX : 03-3466-9817

J E T の試験設備 <24>

カロリメーター

関西事業所が保有するカロリメーターは、温度・湿度を精密に制御できる二つの恒温室からなり、主に電気冷房機の冷暖房能力測定に用いる設備ですが、それ以外にも電気冷房機のIEC規格の試験、新JISマーク取得のための試験、JNLAロゴ付き証明書の発行、JIS規格低温、高温、多湿等の異常環境下における実証試験等にも対応できる設備となっております。

昨今世界的に地球温暖化が危惧される中、日本を始め諸外国において家電製品の省エネ能力の検証、表示が必須となりつつあり、量販店でも省エネ機器販売に力をいれ、又、消費者も省エネに関する意識も変わりつつあります。

このように電気製品の省エネに関する性能が重要視される中、JETの測定データは省エネに絡む製品の設計開発データ、カタログ表記性能の客観的証明、輸出品に対する第三者データ等に幅広くご利用いただ



いております。

また、昨年度は、大阪府よりヒートアイランド対策技術の実証試験（環境省の環境技術実証モデル事業のひとつ）委託で電気冷房機の室外機吹出し空気温度抑制装置の能力検証も行いました。

今後とも皆様方の幅広いニーズにお応えできるようさらに体制強化を進めてまいりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

関西事業所 冷機・電子応用グループ
TEL : 06-6491-0251
FAX : 06-6498-5562

＜お問い合わせの際はこちらまで＞

【 本 部 】	TEL	FAX
●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●事業推進部 bdp@jet.or.jp	03-3466-5160	03-3466-5297
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●工場調査部 jet-fid@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●国際事業部 kokusai@jet.or.jp	03-3466-9818	03-3466-5297
●企画広報部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●業務管理部 info@jet.or.jp	03-3466-5171	03-3466-5297
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106

【ISO登録センター】	TEL	FAX
●管理部 isorc@jet.or.jp	03-3466-9690	03-3466-8388
●品質認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部 jetec@jet.or.jp	03-3466-9242	03-3466-9820
●医療機器認証センター mdc@jet.or.jp	03-3466-6660	03-3466-6622

【横 浜 事 業 所】	TEL	FAX
●横浜事業所（代表） yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671
●技術規格部 info@jet.or.jp	045-582-2356	045-582-2384

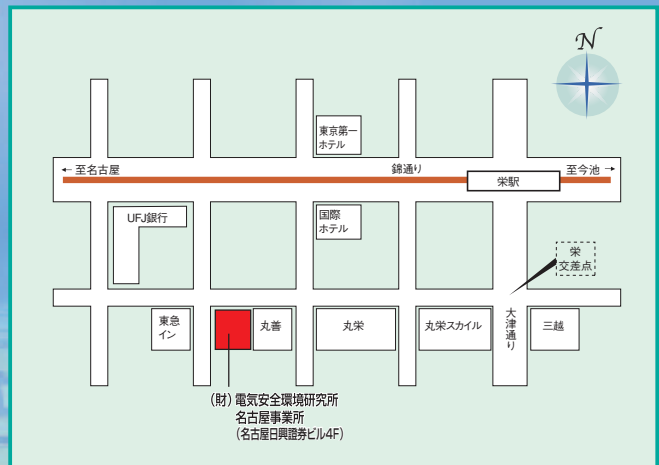
【関 西 事 業 所】	TEL	FAX
●関西事業所（代表） kansai@jet.or.jp	06-6491-0251	06-6498-5562

【名 古 屋 事 業 所】	TEL	FAX
●名古屋事業所（代表） nagoya@jet.or.jp	052-269-8140	052-269-8498



■本 部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

■ISO登録センター
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8
(元代々木サンサンビル)



■名古屋事業所
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3
(名古屋日興證券ビル4階)



■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30



■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1